

2022 年度自己点検・評価及び 2023 年度内部質保証活動について

広島女学院大学
自己点検・評価委員会
内部質保証委員会

1. 自己点検・評価の実施

自己点検・評価委員会は、評価小委員会および関係部署（学部・研究科・委員会・部局）の協力を得て、2022 年度の大学全体の活動に関する点検・評価を実施した。その結果と課題をまとめた「自己点検・評価に関する報告書」を内部質保証委員会に報告した。

2. 内部質保証委員会による検討、改善計画の策定

内部質保証委員会は、自己点検・評価委員会の報告書に加え、「2022 年度卒業生アンケート」の結果や大学基準協会からの意見を踏まえ、2023 年度の大学全体の改善計画を策定した。

昨年度はディプロマ・ポリシーの適切性の検証を行い、2023 年度は大学全体および学科ごとのカリキュラムの適切性を確認していった。ディプロマ・ポリシーを念頭に、カリキュラムの見直しを検討し、2024 年度より新たな科目「ライフキャリアデザインⅠ～Ⅶ」を配置することとなった。教育の質を高める取り組みとして、本委員会は少しずつ機能し始めているところである。

2023 度は、第 3 期中期計画が始まり、大学の理念・目的を達成するために数値目標を導入し、取り組みを進めている。これに伴い、自己点検・評価においても改善課題が明確になるよう、自己点検・評価のフォーマットの見直し、2024 年度からは、より適切な評価・改善が行えるよう努めていく所存である。

以上

2023 年度内部質保証委員会活動報告書

内部質保証委員会

内部質保証委員会（以下、「委員会」という）の 2023 年度の活動を、以下の通り報告する。

1. 委員会の開催及び協議事項等

○第 1 回委員会（6 月 26 日）

〔協議事項〕

- 1) 2022 年度卒業生アンケート及び 2022 年度自己点検・評価報告書に基づく改善計画について
- 2) 「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針」に関する規程改正について
- 3) 「内部質保証委員会規程」改正について

◇メール審議（8 月 30 日～8 月 31 日）

〔審議事項〕

- 1) 「2023 年度改善課題一覧」について

○第 2 回委員会（10 月 17 日）

〔協議事項〕

- 1) カリキュラム・ポリシー（CP）の適切性について

〔報告事項〕

- 1) 「2023 年度改善課題一覧」の進捗状況について

○第 3 回委員会（11 月 27 日）

〔協議事項〕

- 1) DP 達成度教員評価について
- 2) カリキュラム・ポリシー（CP）について

◇メール審議（12 月 11 日～12 月 13 日）

〔審議事項〕

- 1) DP の適切性検証について

○第 4 回委員会（2 月 27 日）

〔協議事項〕

- 1) 2023 年度取り組みの総括および次年度の取り組みの方向性について
- 2) 大学院の「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針」改正について
- 3) 「養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針」改正について

〔報告事項〕

- 1) アドミッション・ポリシー（AP）について

2. 検証内容及び改善状況

1) 2022 年度自己点検・評価に基づく改善

2022 年度の自己点検・評価をふまえ、2023 年度の取り組み課題を明らかにし、改善計画を立てた。以下、計画の概要を記す。

- 基準 4 「教育課程・学修成果」については、単位の実質化を図るため、適切な成績評価の実施に向けて、学務委員会にて基礎科目から成績の基準を整えるための検討・取り組みを行う。
- 基準 5 「学生の受け入れ」については、IR 委員会と連携し、分析データに基づいた AP の改善および入試改革を行う。また、学生募集については引き続き広報活動の強化に取り組む。

2) 2022 年度卒業生アンケートに基づく改善

IR 委員会の「2022 年度卒業生アンケート結果」報告を確認し、改善要望については内容を検討し、改善計画に組み入れた。特に、コロナ禍による学生生活の停滞により、課外活動に対する満足度が低い結果だったため、昨年度に続き、教職員による学生生活の支援を行うこととした。

3. 今後の課題

1) 教育課程の検証

2023 年度は内部質保証委員会にて、IR 委員会から提供を受けたデータをもとに、CP の適切性について検証を行った。2022 年度卒業生の在学時の履修状況データから、各学科、年次に沿って適切に科目を積み上げていく様子が確認でき、CP は適切であると判断した。

また、2022 年度より取り組んできたカリキュラムの見直し等による 2024 年度カリキュラムの整備を完了した。

一方、単位の実質化に向けた成績評価の適正化については、十分な改善に至っておらず、次年度も引き続き学務委員会を通して改善に取り組む。

2) 学生の受け入れについて

学生の受け入れに関して、広報強化として SNS によるデジタルコンテンツの発信、来学者への個別情報発信、イベント開催回数の見直しなどを実施したが、当該年度での改善には至らなかった。また、AP については、IR 委員会と連携してデータベースの整備を進めることとし、AP の適切性の検証には至らなかった。次年度は AP の見直しとともに、高大接続強化を念頭に置いた入試制度改革を行い、課題解決に取り組む。

以上

自己点検・評価表（2022年度）

基準	点検・評価項目	評価の視点	(1) 現状説明	(2) 長所・特色	(3) 問題点	(4) 全体のまとめ
基準1 理念・目的 【担当】 大学全体 人文学部 人間生活学部 言語文化研究科 人間生活学研究科 大学宗教委員長	① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。	○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の設定とその内容	大学全体 大学の理念として「キリスト教精神に基づき女性の人格教育」を掲げ、大学の目的として「キリスト教を教育の基盤とし、女性の生涯を支える高度の教養を授け、専門の学術を教授研究することにより、真理と平和を追究し、世界と地域の人々に仕えるゆたかな人格の育成」を定めている。 （根拠資料：大学学則）	大学全体 特記事項なし	大学全体 特記事項なし	大学全体 大学の理念・目的を適切に設定している。
			人文学部 人文学部は、『Curriculum book』、大学ホームページ（以下、HP）において学部ならびに学科が設定する人材育成その他の教育上の目的を設定している。 国際教養学部は募集停止（在籍者2名）のため、以降割愛する。 （根拠資料：Curriculum book、HOME＞大学案内＞教育研究上の目的＞学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的）	人文学部 人文学部の教育上の目的の長所・特色は、大学の理念である「ぶれない個」の形成、「伝える力」の育成を学部の特色と紐づけて定めている点にある。具体的内容は、「○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性」の部分で述べる。	人文学部 特記事項なし	人文学部 大学の理念と紐づいた教育の目的を設定している。
			人間生活学部 人間生活学部は、「家庭および地域社会において女性のライフキャリアを通して貢献できる人材を育成する」こと、「衣・食・住」の分野の高度な知識・技術を身につけ実践できる専門家を養成する」ことを目的に掲げている。 また、各学科においてもその専門性を生かしつつ、社会に貢献できる人材育成を掲げている。 （根拠資料：Curriculum book）	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 大学の教育理念に基づき、養成する人材、教育研究上の目的や内容が適切に設定できている。
			言語文化研究科 「人材育成その他の教育研究上の目的の設定」については、「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を定めた。	言語文化研究科 人材育成その他の教育研究上の目的を箇条書きで示し、趣旨を明確にした。また、人間生活学研究科との、書式の統一を図った。	言語文化研究科 「学修内容・学修方法」を今後確実に実行し、現状を検証し、状況に応じて内容を変更して行く必要がある。	言語文化研究科 大学院に関連規程が無かったので、人間生活学研究科とも協議しながら、2022年度中に規程を成立できたことは成果である。
			人間生活学研究科 人間生活学研究科の教育研究の理念・目的は、大学院の学則において研究科ごとに設定されている。 （根拠資料：「広島女学院大学大学院学則」（2019年6月28日改正）、第1条、2（2）、p.201）	人間生活学研究科 家政系分野をベースとした人間生活を総合的に探究し、社会のニーズに対応した専門的人材を養成することができる。また、社会人再教育や生涯学習の機会として提供することで、ライフキャリア形成を促す役割も果たしている。	人間生活学研究科 特記事項なし	人間生活学研究科 教育研究上の目的は、大学の理念・目的を踏まえて適切に設定されている。
			○大学の理念・目的と学部・研究科の目的の連関性	大学全体 大学の理念・目的と学部、研究科の目的の連	大学全体 特記事項なし	大学全体 特記事項なし

			関性は取れている。			ることが重要である。
			人文学部 人文学部の教育上の目的の長所・特色は、大学の理念である「ぶれない個」の形成、「伝える力」の育成を学部の特徴と紐づけて定めている点にある。「ぶれない個」の形成のために、「言語や文化についての豊かな教養、専門的知識及び深い洞察に基づき、幅広い視野に立って確固たる自己を社会の中で位置づけることができること」を目的の一つとしている。また、「伝える力」の育成のために、「高い言語運用能力をもって他者と円滑な関係を気づくことができること」「現代社会が直面する諸問題に対して主体的に関わり、他者と相互に尊重しあい女性のライフキャリアを通して協同することによって、継続してその解決に取り組むことができること」「キャリア形成の基盤となる言語力」「批判的思考力、問題解決力を習得させ、体験的学習の機会を提供することで行動力や実践力を習得させること」も目的としている。 (根拠資料:カリキュラムブック、HOME>大学案内>教育研究上の目的>学部・学科の人材養成に関する目的と教育研究上の目的)	人文学部 左記のとおり、大学の理念に紐づきながらも、「言語と文化」に焦点を置いた人文学部ならではの特色を活かしている。	人文学部 特記事項なし	人文学部 大学の理念と関連づけながらも「言語と文化」に焦点を置いた人文学部ならではの特色を活かした目的となっている。
			人間生活学部 学則第1条(大学の教育理念)に基づき、学部の養成する人材及び教育目標を設定している。また、所属する各学科は学部の方針に基づいた方針を示している。 (根拠資料:『Curriculum book』)	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 大学全体の学位授与方針と適切に連関をとりながら、学部・学科らしさも示すことができている。
			言語文化研究科 「養成する人材及び教育目標」としている「ライフキャリアの確立」「多様な価値観」「協働する力」「地域社会・国際社会への貢献」は、大学全体の学位授与方針と連関するものである。	言語文化研究科 従来の「学位授与の方針」は長文で、趣旨が分かりづらいという欠点があったので、文章を短くし、最後を「養成する」という表現にし、方針を明確にした。	言語文化研究科 特記事項なし	言語文化研究科 「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」の作成にあたっては、学部の学位授与方針との連携を図りながら、大学院独自の「専門的職業人の養成」「持続可能な研究者の育成」という内容を満たしている。
			人間生活学研究科 大学院および人間生活学研究科の目的は、大学の理念・目的と連関した内容で広島女学院大学大学院学則第1条に設定されている。また、人間生活学研究科の学位授与方針(DP)は大学のDPである「ぶれない個」、「多様性」、「寛容と協働」と連動する形で、次のように示されている。 ・人間生活学の各研究分野について専門的知	人間生活学研究科 大学院の学位授与方針は、学部の内容と連動し、多様な現代社会の諸問題に適応する高度な専門的職業人の育成のために、より発展的・実践的な内容で設定している。	人間生活学研究科 特記事項なし	人間生活学研究科 大学の理念・目的と研究科の目的、学位授与方針の連関性は適切である。

			<p>識・能力を修得し、その分野の理論的・実践的發展に貢献できる。</p> <p>・人間生活についての深い理解に根ざした研究成果を国内外に発信する表現力を備え、高度な専門的職業人として実社会で活躍できる、あるいは独創性のある研究者を目指してさらに研究をつづける能力を身につけている。</p> <p>(根拠資料:「広島女学院大学大学院学則」第1条 p.221、「広島女学院大学学則」第1条 p.201、「広島女学院大学院要覧」2022年度 p.28)</p>			
<p>② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。</p>	<p>○学部においては、学部、学科又は課程ごとに、研究科においては、研究科又は専攻ごとに設定する人材育成その他の教育研究上の目的の適切な明示</p>	<p>大学全体</p> <p>大学・大学院の理念・目的は、学則および「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に明示している。</p> <p>(根拠資料:大学学則、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」)</p>	<p>大学全体</p> <p>特記事項なし</p>	<p>大学全体</p> <p>特記事項なし</p>	<p>大学全体</p> <p>今後も大学の理念・目的を学則等で教職員、学生に周知し、社会に対して公表している。</p>	
		<p>人文学部</p> <p>人文学部は、『Curriculum book』において適切に示している。</p> <p>(根拠資料:『Curriculum book』)</p>	<p>人文学部</p> <p>『Curriculum book』を配布し、学生に周知している。</p>	<p>人文学部</p> <p>特記事項なし</p>	<p>人文学部</p> <p>『Curriculum book』において学生に適切に周知されている。</p>	
		<p>人間生活学部</p> <p>人材育成その他の教育研究上の目的は、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針」として明示している。</p> <p>(根拠資料:『Curriculum book』)</p>	<p>人間生活学部</p> <p>特記事項なし</p>	<p>人間生活学部</p> <p>特記事項なし</p>	<p>人間生活学部</p> <p>学部・学科が設定する人材育成、教育研究上の目的を適切に明示できている。</p>	
		<p>言語文化研究科</p> <p>「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に、養成する人材育成その他の教育研究上の目的を専攻ごとに明示した。</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>特記事項なし</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>具体的な実施方法と評価方法について、今後、検討・検討すべきである。</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を作成し、規程成立を俟って、公表する予定である。</p>	
		<p>人間生活学研究科</p> <p>人材育成・教育研究上の目的は、大学院学則および『大学院要覧』で明示している。また、学部と同様に研究科も「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を整備した(2023年4月1日施行)。</p> <p>(根拠資料:「広島女学院大学学則」第1条 p.201、『広島女学院大学院要覧』2022年度 p.28、2022年度第11回大学評議会議事録2023年3月7日)</p>	<p>人間生活学研究科</p> <p>本研究科が目指す人材育成および教育研究の方針と社会における学問的立ち位置および重要性を確認することができる。</p>	<p>人間生活学研究科</p> <p>特記事項なし</p>	<p>人間生活学研究科</p> <p>人材育成・教育研究上の目的は、DP、CP、APを含めて規程として体系的に整備した。</p>	
		<p>大学宗教委員長</p> <p>大学としては、建学の精神を、外部ならびに</p>	<p>大学宗教委員長</p> <p>在学生に向けて、授業ならびに授業外</p>	<p>大学宗教委員長</p> <p>コロナ禍の影響で、行事や対面での</p>	<p>大学宗教委員長</p> <p>建学の精神と教育理念および目的の関連性</p>	

			教職員に向けてHP、定期刊行物である「チャペルだより」等について公表、明示、伝達している。 学生に向けては全学必修科目である「キリスト教入門Ⅰ・Ⅱ」、教育プログラムである「キリスト教の時間」ならびに「木曜日チャペル」、春季・秋季宗教強調週間特別講演会などを通して公表、明示、伝達している。	の多様なプログラムを通して、建学の精神が広く伝達されており、理念に基づく教育の基礎をなしている。	伝達の機会が損なわれるケースが多かった。	について、教育の担い手である教員および職員の間で理解を深める機会（礼拝、研修や同好会活動など）が設けられることが望ましい。	
	○教職員、学生、社会に対する刊行物、ウェブサイト等による大学の理念・目的、学部・研究科の目的等の周知及び公表	大学全体	大学全体 学則及び「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を『Curriculum book』、『大学院要覧』に掲載し、教職員、学生に周知している。また、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を大学HPで公表している。 (根拠資料：大学学則、「広島女学院大学の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」、『Curriculum book』、『大学院要覧』、大学HP)	大学全体 特記事項なし	大学全体 特記事項なし	大学全体 大学の理念・目的は教職員、学生、社会に周知・公表している。	
		人文学部	人文学部は、大学HPにおいて適切に周知公表している。 (根拠資料：大学HP)	人文学部 一般の人がだれでも閲覧可能となっている。	人文学部 特記事項なし	人文学部 人文学部は、大学HPにおいて適切に周知公表しており、問題はない。	
		人間生活学部	大学HPおよびCurriculum bookにおいて、学部及び学科の養成する人材及び教育目標を公開している。	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 特記事項なし	人間生活学部 学部・学科の目的は適切に公表できている。	
		言語文化研究科	「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を、2023年度当初より「大学院要覧」「募集要項」「大学HP」に掲載する予定である。	言語文化研究科 「大学院要覧」に掲載することで、大学院生に周知することができ、大学HPに掲載することで、教職員だけでなく、学外の多くの人が見ることができると。	言語文化研究科 海外でも閲覧できるよう、英訳版を作成する必要がある。	言語文化研究科 規程を新たに作成した。この規程については、予定通り2023年度「大学院要覧」「大学HP」に掲載し周知する。	
		人間生活学研究科	『大学院要覧』や本学のHPに公表している。この内容は、今年度末に「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として整備したため、2023年度からの要覧およびHPに掲載することとなった。 (根拠資料：『広島女学院大学院要覧』2022年度 p.28、広島女学院大学HP(大学案内)教育研究上の目的>研究科・専攻の人材養成に関する目的と教育研究上の目的)、2022年度第11回大学評議会議事録 2023年3月7日)	人間生活学研究科 『大学院要覧』に掲載することで、オリエンテーション等で学生に周知することが可能となる。また社会に公表することで、人間生活学研究科における人材育成及び研究教育活動の社会的役割を示すことができる。	人間生活学研究科 特記事項なし	人間生活学研究科 教職員、学生、社会に対して周知及び公開されている。2023年度からは、今年度整備した「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」に基づき、周知を行う。	
		大学宗教委員長		大学宗教委員長	大学宗教委員長	大学宗教委員長	大学宗教委員長

			<p>キリスト教主義教育について、新入生向けにハンドブックならびにリーフレットを発行している。</p> <p>前期および後期に主題および聖句を設定し、学内に掲示している。</p> <p>チャペルだよりを年3回発行し、学期ごとの主題や、チャペルプログラムおよび宗教強調週間諸行事についての周知、広報を行っている。配布先は学生、保護者、教会、関連団体等。</p> <p>(根拠資料:ハンドブック、リーフレット「私たちの大学はキリスト教主義の学校です」、チャペルだより、「キリスト教の時間」感想サイト(学内限定公開))。</p>	<p>ハンドブックは、当座必要な情報を網羅的に掲載したコンサイスなものであり、年度毎に掲載内容を見直している。</p> <p>主題の決定については、宗教委員会において教育理念および目的、ならびに各学部・学科の学生の状況を踏まえた協議を経て行っており、学生や教職員により響くものが模索されている。</p> <p>「チャペルだより」は主題解説やチャペル予定表のほかに、学生や教職員によるコラムも掲載されており、親しみやすい内容が目指されている。</p> <p>2022年度はコロナ禍対応のため「キリスト教の時間」を対面とビデオ配信の併用としを対面で実施した。</p> <p>「キリスト教の時間」の学生からのコメントについてはweb上で収集してwebサイト形式にまとめ、学内限定で公開した。</p>	<p>各資料の活用が十分になされているか、検証の必要がある。</p> <p>電子媒体の活用によるペーパーレスも、メリット・デメリットを踏まえながら推進する必要がある。</p>	<p>諸資料は「キリスト教入門」やその他のキリスト教関連科目における活用にとどまらず、学内全体の様々な場所で活用が拡がることを望ましい。</p>
③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。	○将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策の設定 ・認証評価の結果等を踏まえた中・長期の計画等の策定	<p>大学全体</p> <p>第2次中期計画(2018年度~2022年度)に則り、財政を見据えながら中期的展望に立った計画・施策を設定して取り組んだ。</p>	<p>大学全体</p> <p>特記事項なし</p>	<p>大学全体</p> <p>特記事項なし</p>	<p>大学全体</p> <p>第2次中期計画(2018年度~2022年度)終了に伴い、第3次中期計画を策定した。</p>	
		<p>人文学部</p> <p>人文学部は、将来計画委員会にて、大学全体のカリキュラムの枠組みの見直しとそれに応じた学部学科のカリキュラムの見直しを行っている。</p>	<p>人文学部</p> <p>大学の理念、学科の教育目標をふまえて、社会的ニーズの変化に対応したより魅力的なカリキュラムにしようと検討を行っている。</p>	<p>人文学部</p> <p>社会的ニーズの変化に対応したより理想的、かつ、魅力的カリキュラムを実行する上で人的余力が十分とは言えない。また、社会的ニーズの変化が早く、変化についての分析、対応が追い付かない。</p>	<p>人文学部</p> <p>社会的ニーズの変化に対応したより魅力的なカリキュラムの検討を行っているが、実行する上で人的余力が十分とは言えない。また、社会的ニーズの変化が早く、変化についての分析、対応が追い付かない。</p>	
		<p>人間生活学部</p> <p>大学全体の中期計画と連動した学部・学科の事業計画を策定できている。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>DP達成を表す具体像として設定された「伝える力」の習得を体感できる教育を、各学科の専門性と連動させながら実施している。</p>	<p>人間生活学部</p> <p>特記事項なし</p>	<p>人間生活学部</p> <p>大学の中期計画に沿った学部・学科運営ができています。今後は、各学科のカリキュラムにおいて「伝える力」育成成果を評価し、教育内容を中・長期的に検討していく必要がある。</p>	
		<p>言語文化研究科</p> <p>・ディプロマ・ポリシーについては、その実質化を図るため、「大学院のカリキュラムの現状とこれから—DPに基づくカリキュラム設計」をテーマに大学院FDを、言語文化研究科、人間生活学研究科合同で行った。その具体案を、2023年度中に、とりまとめる予定である。</p> <p>・募集定員の確保に向けては、大学院説明会を開催したり、4年生を対象にチューターを</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>特記事項なし</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>・入学定員の確保のためには、広報活動だけでは限界があり、今後、秋学期入試を始め、入試要項の諸条件の様々な改革が必要である。例えば、外国人留学生の申請条件から、N1取得を外すことを検討する必要がある。</p> <p>・秋学期入試は、入学・卒業年度が日本と異なる海外の学生にとって、</p>	<p>言語文化研究科</p> <p>認証評価からも指摘のあった定員確保については、達成できていない。しかし、今年度受験者がいたことで、入学者を増やすうえにチューターから学生への声掛けが有効であることが分かったので、今後も引き続き学生への声掛けが必要である。また、大学院進学を目的とする研究生の積極的な受け入れも必要である。2022年度実施でよかったことも踏まえ、広報の徹底を図るとともに、</p>	

			<p>とおして個別に広報することを行ったが、入学者は0名であり、結果に結びついていない。 (合格者1名の入学辞退あり)</p> <p>社会人や留学生がより入学しやすいように、秋学期入学につき、言語研究科委員会で審議したが、承認には至っていない。秋学期入試については、2024年度入学生より適用できるよう進めたい。</p> <p>・大学院を構成する教員組織については、日本言語文化研究科の教員数不足および、英米言語文化研究科の指導体制の強化を図るために、学部教員2名、大学院教員2名(計4名)を合教員とする審査を言語文化研究科委員会で行い、承認された。なお、英米言語文化研究科において、○合資格を有する教授が1名不足しているという現状があるので、この問題を解決する必要がある。</p>		受験しやすい環境づくりとして必要である。	「大学院学生募集要項」の内容変更、秋学期入試の検討など、諸制度の改革を進めて行く必要がある。 ・教員数の不足については、未解決の状態であり、今後、解消に向けて計画を立て、実行する必要がある。
			人間生活学研究科 大学の中期計画に基づき、人間生活学研究科の事業計画を毎年度作成して取り組んでいる。	人間生活学研究科 特記事項なし	人間生活学研究科 学生定員の確保が達成できていない。	人間生活学研究科 計画を設定して改善目標に取り組んでいる。課題分析と適切な計画立案が今後も求められる。
基準2 内部質保証 【担当】 管理運営・内部質保証評価小委員会	① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。	○下記の要件を備えた内部質保証のための全学的な方針及び手続の設定とその明示 ・内部質保証に関する大学の基本的な考え方 ・内部質保証の推進に責任を負う全学的な組織(全学内部質保証推進組織)の権限と役割、当該組織と内部質保証に関わる学部・研究科その他の組織との役割分担 ・教育の企画・設計、運用、検証及び改善・向上の指針(PDCAサイクルの運用プロセスなど)	「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において内部質保証に関する方針を定めている。内部質保証の組織及び手続については内部質保証委員会規程で明示している。 (根拠資料:内部質保証委員会規程)	特記事項なし	特記事項なし	規程に則った運営を行っている。今後も継続的に、内部質保証の活動について検証が必要である。
	② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。	○全学内部質保証推進組織・学内体制の整備 ○全学内部質保証推進組織のメンバー構成	内部質保証委員会を中心とした内部質保証の体制を整備し、定期的に継続して取り組んでいる。 (根拠資料:内部質保証委員会活動報告書)	特記事項なし	特記事項なし	2022年度は内部質保証委員会メンバーの見直しを行い、全学的な体制を整備した。
	③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。	○学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生の受け入れ方針の策定のための全学としての基本的な考え方の設定 ○方針及び手続に従った内部質保証活動の実施 ○全学内部質保証推進組織による学部・研究科その他の組織における教	2022年度は規程に則り、内部質保証委員会を開催した。IR委員会による卒業生アンケート分析結果をもとに、改善課題の抽出を行った。また、学修成果の分析結果をもとに、DPの適切性について検証した。 (根拠資料:内部質保証委員会記録、卒業生アンケート報告書(2021年度))	特記事項なし	特記事項なし	内部質保証のため方針及び手続に基づき、内部質保証システムは機能している。引き続き、IR委員会と連携し、各種データに基づく改善に取り組む。

		<p>育のPDCAサイクルを機能させる取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ○学部・研究科その他の組織における点検・評価の定期的な実施 ○学部・研究科その他の組織における点検・評価結果に基づく改善・向上の計画的な実施 ○行政機関、認証評価機関等からの指摘事項（設置計画履行状況等調査等）に対する適切な対応 ○点検・評価における客観性、妥当性の確保 				
	④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等の公表 ○公表する情報の正確性、信頼性 ○公表する情報の適切な更新 	<p>学校教育法及び同施行規則に定められた教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等についての情報を漏れなく公表している。</p> <p>（根拠資料：大学HP）</p>	特記事項なし	特記事項なし	特記事項なし
	⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○全学的なPDCAサイクル等の適切性、有効性の定期的な点検・評価 ○点検・評価における適切な根拠（資料、情報）の使用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 	<p>2022年度は10月の大学評議会において「2021年度内部質保証委員会活動報告書」に基づいた内部質保証システムの有効性の検証を行った。</p> <p>（根拠資料：内部質保証委員会活動報告書）</p>	特記事項なし	特記事項なし	2022年度に内部質保証システムおよび自己点検・評価の方法を見直す予定であったが、実施できなかったため、2023年度での実施を目指す。
基準3 教育研究組織 【担当】 管理運営・内部質保証評価小委員会	① 大学の理念・目的に照らし、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。	<ul style="list-style-type: none"> ○大学の理念・目的と学部（学科又は課程）構成及び研究科（研究科又は専攻）構成との適合性 ○大学の理念・目的と附置研究所、センター等の組織の適合性 ○教職課程等を置く場合における全学的な実施組織の適切性 ○教育研究組織と学問の動向、社会的要請、大学を取り巻く国際的環境等への配慮 	<p>大学の理念・目的および社会的要請に基づき学部、研究科を設置している。また、社会的要請をふまえ、附置研究所、センターを設置している。2022年度は地域連携センターを改編し、研究支援・社会連携センターを開設した。</p> <p>（根拠資料：大学学則、組織図）</p>	特記事項なし	附置センター、研究所の業務と人員の配置を精査すること、センター間の連携強化が課題である。	大学の理念・目的および社会的要請に基づいた学部、研究科、附置研究所、センターを設置している。
	② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠（資料、情報）に基づく教育研究組織の構成の定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 	<p>自己点検評価委員会による自己点検・評価表に基づき、内部質保証委員会で改善に向けた取り組み内容（改善事項、担当部署、期限）を決定し、進捗管理を行っている。</p>	特記事項なし	特記事項なし	教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っている。

	行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		(根拠資料：内部質保証委員会記録)			
基準 4 教育課程・学習成果 【担当】 教育・研究評価小委員会	① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。	○課程修了にあたって、学生が修得することが求められる知識、技能、態度等、当該学位にふさわしい学習成果を明示した学位授与方針の適切な設定（授与する学位ごと）及び公表	<ul style="list-style-type: none"> 大学の DP に従い、学部および学科別に DP を定め、『Curriculum Book』に明記・公表している。 研究科は、DP を明示・公表しているが、学位にふさわしい学習成果が適切に示されていないことから、「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を制定し、カリキュラム・ポリシー（CP）の中に明示した。 (根拠資料：『Curriculum Book』、2022 年度第 11 回大学評議会議事録 2023 年 3 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> 学科の特性を表現しつつ、大学 DP に沿った学科 DP を作成できている。 研究科は、「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を制定することで、DP、CP、AP を体系的に明示することができた。 	DP に沿った教育が行われていることの評価や DP と CP の関連を定期的に行う必要がある。	DP に沿った教育が行われていることの評価や DP と CP の関連を定期的に行う必要があり、改善を図る。
	② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。	○下記内容を備えた教育課程の編成・実施方針の設定（授与する学位ごと）及び公表 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の体系、教育内容 教育課程を構成する授業科目区分、授業形態等 ○教育課程の編成・実施方針と学位授与方針との適切な関連性	<ul style="list-style-type: none"> 学部では、各学科の特性に合わせた CP および学科 DP につながる科目群を整理したカリキュラムマップを『Curriculum Book』で公表している。 研究科では、DP、CP、授業科目区分、修士論文審査基準を『大学院要覧』で公表している。言語文化研究科においては、教育課程の編成・実施方針が不明瞭だったが、「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」(2023 年 4 月 1 日施行)を制定し、明示した。 (根拠資料：『Curriculum Book』、2022 年度第 11 回大学評議会議事録 2023 年 3 月 7 日)	<ul style="list-style-type: none"> 大学、学科ごとに CP を整理できている。 研究科では「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」を制定することで、DP、CP、AP を体系的に明示することができた(再掲)。 	CP に沿った教育が行われていることの評価を定期的に行う必要がある。	<ul style="list-style-type: none"> CP は適切に設定・公表されている。CP に沿った教育の実施については、定期的に評価・改善を行う。 言語文化研究科で挙げられた問題点は、「人材育成その他の教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」(2023 年 4 月 1 日施行)の制定により、改善された。
	③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	○各学部・研究科において適切に教育課程を編成するための措置 <ul style="list-style-type: none"> 教育課程の編成・実施方針と教育課程の整合性 教育課程の編成にあたっての順次性及び体系性への配慮 授業期間の適切な設定 単位制度の趣旨に沿った単位の設定 個々の授業科目の内容及び方法 授業科目の位置づけ(必修、選択等) 各学位課程にふさわしい教育内容の設定 初年次教育、高大接続への配慮(【学士】) 教養教育と専門教育の適切な配置(【学士】) コースワークとリサーチワークを適 	<ul style="list-style-type: none"> CP に従い、「基礎科目」「ライフキャリア科目」「専門科目」「関連科目Ⅰ・Ⅱ」を配置している。学科ごとの教育課程をカリキュラムマップに整理し、体系性にも配慮して編成している。 ライフキャリア科目は 2021 年度に一部見直し、2022 年度から運用を開始した。 授業期間は大学設置基準第 23 条に基づき、「十五週」を基本単位として設定している。 各学期の配置単位数は単位上限も想定して配置されている。 内部質保証委員会で教育課程の見直しを行っている。 2022 年度も授業や課外活動を通して「伝える力」の育成に取り組んだ。 研究科は、コースワークとリサーチワークを組み合わせた教育課程を編成している。 	CP に沿った初年次教育、教養教育、専門教育を配置し、運用できている。	DP、CP に沿った科目構成であることの評価を定期的に行う必要がある。	各学部・学科、研究科において教育課程の見直しを定期的に行い、改善を行っている。今後も継続的に行う。

	<p>切に組み合わせた教育への配慮等 【修士】 ・教育課程の編成における全学内部質保証推進組織等の関わり ○学生の社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成する教育の適切な実施</p>				
④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。	<p>○各学部・研究科において授業内外の学生の学習を活性化し効果的に教育を行うための措置 ・各学位課程の特性に応じた単位の実質化を図るための措置（1年間又は学期ごとの履修登録単位数の上限設定等） ・シラバスの内容（授業の目的、到達目標、学習成果の指標、授業内容及び方法、授業計画、授業準備のための指示、成績評価方法及び基準等の明示）及び実施（授業内容とシラバスとの整合性の確保等） ・授業の内容、方法等を変更する場合における適切なシラバス改訂と学生への周知 ・学生の主体的参加を促す授業形態、授業内容及び授業方法（教員・学生間や学生同士のコミュニケーション機会の確保、グループ活動の活用等） ・学習の進捗と学生の理解度の確認 ・授業の履修に関する指導、その他効果的な学習のための指導 ・授業外学習に資する適切なフィードバックや、量的・質的に適当な学習課題の提示 ・授業形態に配慮した1授業あたりの学生数【学士】 ・研究指導計画（研究指導の内容及び方法、年間スケジュール）の明示とそれに基づく研究指導の実施【修士】 ・各学部・研究科における教育の実施にあたっての全学内部質保証推進組織等の関わり（教育の実施内容・状況の把握等）</p>	<p>・単位の実質化を図るため、教員間で成績分布の公表を行い、厳格化・適正化を図っている。また、予習・復習の学修時間確保のために教員への説明・公表を行い、改善を図っている。 ・GPAの分布と単位取得上限の見直しを学務委員会で継続的に検討した。上限単位の修正は、2024年度カリキュラムに反映させる予定である。 ・シラバスの内容が適切であるかは、学科長・課程主任等が確認し、不備があれば修正するようにしている。 ・授業内容・方法等を変更した際は、シラバスを改訂し学生へ周知するよう教員に説明しているが、実施状況の評価は行っていない。 ・成績不振学生への対応として、基礎科目については、単位を取得できなかった学生に担当教員による補習を実施し、翌年度は単位取得を支援している。 ・研究指導計画として、研究指導の方法を、「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」として、言語文化研究科委員会において審議し、大学評議会で審議決定された。 広島女学院大学に対する改善報告書検討結果（2022年度）では、「内部質保証委員会のもと、「言語文化研究科委員会」と「人間生活学研究科委員会」それぞれによる協議を経て、研究指導方法を明記するかたちで「修士論文提出に関する手引き」を改正し、HPで明示しており改善が認められる。」という所見であった。 ・各学部・研究科の教育活動について本学の内部質保証委員会で現状把握・評価・改善を行っている。</p>	<p>・GPAの現状と上限単位について各学科で改善の取り組みを進めることができた。 ・成績不振学生への補習は翌年度の単位取得に繋がっている。</p>	<p>・単位の実質化に向けて更なる改善が必要である。 ・「広島女学院大学大学院の養成する人材及び教育目標、教育研究上の目的に基づく方針に関する規程」については、2023年度当初から、「大学院要覧」や「大学HP」に掲載する必要がある。</p>	<p>・今年度検討した適正な成績評価にむけた取組や上限単位の見直しを次年度から実行に移していく。 ・学生の主体的な学びを促す取り組みについては、FD委員会とも連携して継続的に実施する。 ・研究科の研究指導計画等における指摘は、認証評価の結果報告では、「改善が認められる」という所見であった。</p>
⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切	<p>○成績評価及び単位認定を適切に行うための措置 ・単位制度の趣旨に基づく単位認定</p>	<p>・成績評価を適切に行うよう、第13回学務委員会（2023.3.8）で各学科学年別のGPAの分布を示し、CAP制の見直しについて検討した。</p>	<p>・学科毎に学年別のGPA開示を定期的に行い、成績評価の厳格化に向けて行動している。</p>	<p>・学科や教員により成績評価の基準が異なるため、継続的に成績評価の客観性等の必要性について理解</p>	<p>・以前にくらべ全体のGPAは下がりつつあるが、学科・学年・教員によるばらつきがあるため、引き続き成績評価適正化に向けた</p>

<p>に行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・既修得単位の適切な認定 ・成績評価の客観性、厳格性、公正性、公平性を担保するための措置 ・卒業・修了要件の明示 ・成績評価及び単位認定に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり ○学位授与を適切に行うための措置 ・学位論文審査がある場合、学位論文審査基準の明示・公表 ・学位審査及び修了認定の客観性及び厳格性を確保するための措置 ・学位授与に係る責任体制及び手続の明示 ・適切な学位授与 ・学位授与に関わる全学的なルールの設定その他全学内部質保証推進組織等の関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・ルーブリックによる達成目標の設定とそれに従った成績評価を行っている。(根拠資料：学務委員会資料、シラバス) ・学位論文審査基準や修了認定は、『大学院要覧』に明示・公表している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教科についてルーブリック評価を設定し、学生自身で授業毎に自己評価を行っており、教員評価との比較ができる。 ・学位論文審査基準や修了認定の方法を明示・公開することで適切な学位授与を行うことができる。 	<p>を促し、改善する必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学位授与に関わる全学的なルール設定等について、内部質保証委員会でも詳細な検討は行っていない。 	<p>取組を行う。</p>
<p>⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○各学位課程の分野の特性に応じた学習成果を測定するための指標の適切な設定(特に専門的な職業との関連性が強いものにあつては、当該職業を担うのに必要な能力の修得状況を適切に把握できるもの。) ○学位授与方針に明示した学生の学習成果を把握及び評価するための方法の開発 《学習成果の測定方法例》 ・アセスメント・テスト ・ルーブリックを活用した測定 ・学習成果の測定を目的とした学生調査 ・卒業生、就職先への意見聴取 ○学習成果の把握及び評価の取り組みに対する全学内部質保証推進組織等の関わり 	<ul style="list-style-type: none"> ・「卒業生アンケート」(IR委員会実施)、「GPS-Academic」(教務課実施)に置いて、DP達成度を学生に自己評価させている。これらは、FD・SD研修会(2023年3月8日)で共有している。 ・研究科のFD研修会で学習成果の自己評価表について検討し、2023年度から両研究科で運用開始に向けた準備を進める予定である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・複数の評価指標により成果を検討することができる。 ・研究科では、学修成果の自己評価表の検討を行い、教員間の意見交換や理解を深める機会を持つことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・校内での教育成果と卒後評価の連動は不十分であるため継続的に検討する必要がある。 ・研究科の学修成果の自己評価は実施できていないため、次年度以降に実施を計画する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・IR委員会と連携し成果の分析と校内での活用を引き続き行う。 ・研究科で検討した学修成果の自己評価表を次年度中に取りまとめ、運用を進める。
<p>⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠(資料、情報)に基づく定期的な点検・評価 ・学習成果の測定結果の適切な活用 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・FD研修会で「伝える力の成果検証と実践」、「アクティブラーニングの視点から授業評価アンケートを考える」「ICTを活用した教育の推進」「DPの達成に向けた授業の構築」「GPS-Academicのデータ分析と今後の展望」等、教育内容に関する点検・評価およびその成果に基づく改善のための研修を実施した。 ・カリキュラムマップの点検を行い、DPと科目の関係を確認した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程及びその内容・方法に関する定期的な点検・評価、成果に基づく研修を行うことで、教育内容の改善を行うことができた。 	<ul style="list-style-type: none"> ・GPS-A、卒業生アンケート、新入生アンケート、伝える力のアンケート等、各種調査結果の活用が十分ではない。 ・課題改善にむけて更なる取り組みが必要である。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2023年度は、各種評価指標の連動や効果的な活用に向けて検討・実施を図る。

基準5 学生の受け入れ 【担当】 アドミッション評価小委員会	① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。	○学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針の適切な設定及び公表 ○下記内容を踏まえた学生の受け入れ方針の設定 ・入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像 ・入学希望者に求める水準等の判定方法	・ディプロマ・ポリシー（DP）に基づくアドミッション・ポリシー（AP）を学部、学科、研究科の単位で設定しており、AP は大学 HP および入試ガイドにおいて公表できている。 ・各入試における AP と学力の3要素を「入学者選抜方法ごとの学力の3要素の評価比重」としてまとめ、各入試の評価項目を明示している。 ・外部資格・検定試験の成績を利用する選抜方法を導入することで、高校での学びや努力の成果をより評価できるようにしている。 （根拠資料：『2023 広島女学院大学入試ガイド』）	・AP と学力の3要素を結びつけることにより、高校での学びを評価できる体制となっている。	特記事項なし	・DP に基づき、AP が学部、学科、研究科で設定されている。学部、学科においては学力の3要素との結びつきも表として示しており、高校での学びとの連動を示すことができている。また、外部資格・試験を導入することで、高校での努力を評価できる制度を設定している。
	② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。	○学生の受け入れ方針に基づく学生募集方法及び入学者選抜制度の適切な設定 ○授業料その他の費用や経済的支援に関する情報提供 ○入試委員会等、責任所在を明確にした入学者選抜実施のための体制の適切な整備 ○公正な入学者選抜の実施 ・オンラインによる入学者選抜を行う場合における公正な実施 ○入学を希望する者への合理的な配慮に基づく公平な入学者選抜の実施 ・オンラインによって入学者選抜を行う場合における公平な受験機会の確保（受験者の通信状況の配慮等）	・2022 年度に引き続き、2023 年度入試では、AP に基づき、総合型選抜としてオープンセミナー入試と自己アピール入試、学校推薦型選抜として指定校制推薦入試と公募制推薦入試、一般選抜として一般選抜入試と大学入学共通テスト利用入試および特別入試を設定した。 ・家庭の経済的理由により就学が困難な受験生に向けて、『2023 広島女学院大学入試ガイド』で利用できる奨学金に制度についての情報提供を行っている。また、授業料減免制度のある入試についても『2023 広島女学院大学入試ガイド』で情報を提供している。 ・これまでに引き続き、入試委員会を「広島女学院大学入試委員会規程」に基づき組織し、入学者選抜に関わる意思決定を行っている。また、入試の実施については、入試実行委員会の主導のもと運営し、全学の教職員で実施している。 ・2023 年度から入試実行委員を教員のみから、教職員の組織に変更し、入試実施業務の効率化を図った。 ・2022 年度は合理的な配慮を必要とする場合を除き、オンラインによる入学者選抜は実施しなかった。 ・2021 年度に引き続き、入学希望者からの要請があれば、原則としてすべての希望者に対して、試験への合理的配慮を実施することに行っている。 ・2022 年度はコロナウイルス感染のため配慮が必要と判断された場合に、オンラインによる入試を実施した。	・「入学者選抜方法ごとの学力の3要素の評価比重」において、入試科目ごとの評価項目を明示できている。 ・入試実行委員会の組織の変更は入試の運営および効率的な実施、業務負担の軽減に一定の効果が見られた。 ・2022 年度は自己アピール入試においてオンラインでの口頭試問を希望する受験者が1名あり、事前に通信環境や実施環境の確認を行い、オンラインで入試を実施した。	・各入試における AP に基づく評価と入学者の傾向分析をして、評価方法の妥当性を検証することは十分にできているとは言えない。分析結果を踏まえ、科目や配点について改善を継続的に行う必要がある。	AP に基づき、総合型選抜、学校推薦型選抜、一般選抜が実施されており、各入試における必要となる能力についても開示できている。また、各種奨学金制度やスカラシップ制度についても開示できている。オンラインによる入試制度は設定していないが、合理的配慮を必要と判断した場合のみオンラインを活用した入試を実施している。入試業務の効率化の観点から、入試実行委員を教職員の組織に変更し、業務改善について一定の効果が得られている。AP に基づく入試の適切性についての分析が十分とは言えないため、早急に分析に向けたデータベースの作成、分析、入試の改善に向けた取り組みが必要である。
	③ 適切な定員を設定して学	○入学定員及び収容定員の適切な設定と在籍学生数の管理	<大学院> ・2023 年度大学院入試の結果、言語文化研究		<大学院> ・2022 年度も継続して広報を拡大	<大学院> ・言語文化研究科については定員充足率

	<p>生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学定員に対する入学者数比率（【学士】） ・編入学定員に対する編入学生数比率（【学士】） ・収容定員に対する在籍学生数比率 ・収容定員に対する在籍学生数の過剰又は未充足に関する対応 	<p>科修士課程に0名、人間生活学研究科修士課程に1名の入学者があり、2023年度の在籍学生比率は言語文化研究科修士課程が0.17、人間生活学研究科修士課程が0.25であり、両研究科ともに在籍者数は少ない状態が続いている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2021年度に引き続き、学部全学年に向けポータルを用いた募集要項の発信を行うとともに、ゼミ担当者から4年性ゼミ生に対して大学院進学の説明を実施した。 ・大学HPに入試要項を掲載し、学外への広報を強化した。 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から2023年度までの入学者選抜の結果、5年間の各学部・学科の入学者数及び入学定員充足率は次のとおりであった。人文学部では、国際英語学科177名(充足率0.54)、日本文化学科208名(同1.04)となり人文学部の充足率は0.73であった。人間生活学部では、生活デザイン学科327名(同1.01)、管理栄養学科297名(同0.85)、児童教育学科296名(同0.66)、人間生活学部の充足率は0.82となり、大学全体での充足率は0.79となった。これに対して2022年度入試の結果は、国際英語学部19名(充足率0.29)、日本文化学科26名(同0.65)であり、人文学部の充足率は0.43であった。人間生活学部では、生活デザイン学科41名(同0.63)、管理栄養学科46名(同0.66)、児童教育学科36名(同0.40)、人間生活学部の充足率は0.55であった。大学の充足率は0.51であった。 ・定員未充足の予想をもとに3月に第2回自己アピール入試を実施した。 ・広報の充実を図るために、イブニングオープンキャンパスを7月以降、月1、2回実施した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・イブニングオープンキャンパスの参加者は少数であるが、参加者の出願率が高い傾向が見られた。 	<p>したが定員充足率は上昇しなかった。本学学部生の大学院進学希望者の減少していることから、学部生に対して継続的に大学院の広報を行うとともに、社会人や外国人も視野に入れた大学院進学希望者の獲得に向けた環境整備が必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・募集要項および出願書類の内容の書式が古いため、改善が必要である。 <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2022年度入試の結果から定員充足率を見た場合、人文学部で0.43、人間生活学部で0.55、全学で0.51であり、前年度比でも両学部ともに定員を大幅に下回る結果となった。 ・大幅に定員を下回った原因として、全国的な出願傾向の変化、本学の認知度、理解度の低下に伴う志望順位低下が考えられる。本学の認知度および理解度を高めるために、広報イベントの質的、量的な改善を実施するとともに、高校への広報の充実、高大連携の促進を行う必要がある。また、広報手法の改善として、資料請求者やイベントの来場者のデータ、WEB情報の利用データを有効に活用した広報手法の見直しを求められる。 	<p>0.17、人間生活学研究科では0.25であり、定員を大きく下回った状態が続いている。全学部生を対処とした大学院進学広報を継続しているが、進学者の増加には繋がっていない。進学者の増加に向けて、進学魅力の発信を学内で強化するとともに、社会人や外国人の大学院進学希望者の獲得に向けて環境整備が必要である。また、募集要項および出願書類の内容の書式の変更が必要である。</p> <p><学士課程></p> <ul style="list-style-type: none"> ・2019年度から2023年度の定員充足率の平均値は全学で0.79であった。定員充足率は過去2年で大幅に低下しており。2023年度は全学の充足率は0.51で、2018年度改組後最も低い充足率であった。その要因として、大学を取り巻く状況の変化、大学の訴求力、認知度の低下が要因として考えられる。2022年度からは第三者機関による客観的評価に基づく広報戦略の見直しを開始し、広報手法に一定の改善は見られたが、広報イベントや高校訪問、個別接触者データ、WEB情報の閲覧データ等の有効活用等の広報手法の大幅な改善が必要である。
<p>④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。</p>	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・入学者数の決定後の入試委員会において、「選抜方法ごとの志願者数」、「合格者数」、「入学手続率」等の入試結果データに加えて、「オープンキャンパスへの参加者数」、「同アンケート結果」等も参照しながら、募集人員の適正配分、試験科目の見直し、新たな選抜方法の導入などの改善を行っている。（根拠資料：2023年度第1回入試委員会資料「2023年度入試結果について」） ・第三者機関（コンサルタント会社）の点検・評価を月に1回実施している。本学への接触 	<ul style="list-style-type: none"> ・出願、入学者の情報に基づき、学校推薦型選抜の指定校の拡大（人数、対象校）公募制推薦入試の配点の変更、一般入試の入試科目の変更を行い、コストの削減、業務の軽減を実施した。 ・イブニングオープンキャンパスの新規実施や接触者に対する個別の情報発信など、志願者の推し合わせた新規の募集活動を実施することができた。 ・提携協定校からの志願者および入学者の増加が見られた（提携協定校4校 	<ul style="list-style-type: none"> ・データを活用した広報戦略の見直しが実施できたが、実際の分析データの活用やデータに基づく個別対応が実施できた時期は広報の重点時期から遅れ、効果が顕著に現れなかった。こうしたことも踏まえ、2024年度入試においてはより早期からのデータ活用を念頭に、広報戦略を見直すべく取り組む必要がある。 ・指定校制推薦入試のスカラシッ 	<ul style="list-style-type: none"> ・入試委員会において、志願者情報、入学者情報、広報イベント参加者情報等に基づき、募集人員の適正配分、試験科目の見直し、新たな選抜方法の導入などの次年度に向けた改善を行っている。しかしながら、広報活動への即時的改善、向上への取り組みへの転嫁が不十分であった。2022年度よりコンサルタント会社を交えた点検・評価を月1回行うことにより、状況に合わせた広報戦略の見直しを行うことができるようになった。こうした入試情報の点検・評価に基づ 	

			<p>者、広報イベントの来場者およびWEB ページのアクセス数等の情報の評価、イベントや広報媒体の質的検証を行い、広報活動の修正、高校生のニーズに合わせた情報発信を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入試に関する分析データに基づき、「広島女学院大学 2024 年度入学生募集戦略」を作成し、2022 年度の広報活動について指針を示し、全学に共有した。 ・2022 年度は新たに高等学校 1 校、専門学校 1 校、短期大学 1 校との間で連携協定を締結し、協定校特別入試制度を設置した。 ・2022 年度入試から導入している指定校制推薦入試および公募制推薦入試のスカラシップ制度について、高校ごとに定員を設定して継続するとともに、連携協定校と特別推薦入試および奨学制度を継続して実施した。 ・高校生の情報獲得傾向の変化に合わせ、HP を部分的に改変するとともに、動画コンテンツを充実させ、視覚的に訴求力を高める改善を行った。 	<p>の入学人数 32 名。前年比 9 名増)。</p>	<p>ブ制度において、定員を設けたことから、前年度と比較して、志願者傾向に変化が見られ、結果として志願者の減少が見られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・予算的な制約があるが、高校生の情報ニーズが変化しているため、優先順位をつけたコンテンツの整理、内容の充実を行う必要がある。 	<p>き、「広島女学院大学 2024 年度入学生募集戦略」を作成し、全学で広報活動の指針を共有している。次年度以降も定期的な入試データを活用した点検・評価を継続するとともに、広報活動の改善に随時取り組むことが求められる。</p>
<p>基準 6 教員・教員組織 【担当】 全学人事委員会</p>	<p>① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。</p>	<p>○大学として求める教員像の設定 ・各学位課程における専門分野に関する能力、教育に対する姿勢等 ○各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針 (分野構成、各教員の役割、連携のあり方、教育研究に係る責任所在の明確化等) の適切な明示</p>	<p>「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において、大学として求める教員像および教員組織の編成方針を定め大学 HP で公表している。 (根拠資料:「広島女学院大学の諸活動に関する方針」)</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>特記事項なし</p>	<p>教員組織の編制方針は学部・研究科ごとに策定することが望ましいが、大学、大学院の運営状況に鑑み、教員を配置していく必要がある。</p>
	<p>② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。</p>	<p>○大学全体及び学部・研究科等ごとの基幹教員・専任教員数 ○適切な教員組織編制のための措置 ・教員組織の編制に関する方針と教員組織の整合性 ・各学位課程の目的に即した教員配置 ・国際性、男女比 ・特定の範囲の年齢に偏ることのないバランスのとれた年齢構成への配慮 ・教育上主要と認められる授業科目における基幹教員・専任教員の適正な配置 (専任教員については教授又は准教授) ・研究科担当教員の資格の明確化と適正な配置 ・教員の授業担当負担への適切な配慮</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昨年度のやむを得ない事由の退職により、専任教授数が国際英語学科、児童教育学科において各 1 名ずつ不足している。(2022 年 5 月 1 日現在) ・適切な教員組織編制のため、教員の男女数は 24 : 28、年齢構成は 30 歳代 10%、40 歳代 35%、50 歳代 39%、60 歳代 16%である。 	<p>特記事項なし</p>	<p>国際英語学科、児童教育学科において、適切な教員配置が必要である。</p>	<p>児童教育学科において、2023 年度に昇任が予定されており、不足が解消される見込みである。国際英語学科は 2023 年度に共通教育部門の担当者を適切に学科に配置することにより教授数を満たすことになっていたが、当該年度末の教員の急な退職により、引き続き 2023 年度も補充に努める必要がある。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況の適切性 ・他大学・企業等を兼務する基幹教員について、業務状況の適切性 ・教員と職員の役割分担、それぞれの責任の明確化と協働・連携 <p>○指導補助者を活用する場合の適切性（資格要件、授業担当教員との責任関係や役割の明確化、指導計画の明確化等）。</p> <p>○教養教育の運営体制</p>				
	③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。	<p>○教員の職位（教授、准教授、助教等）ごとの募集、採用、昇任等に関する基準及び手続の設定と規程の整備</p> <p>○規程に沿った教員の募集、採用、昇任等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・教員の募集・採用・昇任は、「広島女学院大学教育職員任用規程」に定めた職位ごとの資格基準及び手続に沿って行っている。 ・昇任は、学部長主導で専門領域を考慮して選考委員を選任することで選考委員会を組織し、候補者を選考・審査し、全学人事委員会で検討し、学長が決定している。 <p>（根拠資料：「広島女学院大学教育職員任用規程」「全学人事委員会規程」）</p>	特記事項なし	特記事項なし	教員の募集、採用、昇任等については基準、手続き等の規程を整備して、実施している。
	④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。	<p>○ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動の組織的な実施</p> <p>○教員の教育活動、研究活動、社会活動等の評価とその結果の活用</p> <p>○指導補助者に対する研修の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島女学院大学 FD 委員会規程」に則り、FD 委員会が FD 研修会等を通して、教員の資質向上に努めている。2022 年度は、新任研修 1 回、FD 研修 8 回（内、FD・SD 研修 2 回）、大学院 FD 研修 1 回を実施した。 <p>（根拠資料：「広島女学院大学 FD 委員会規程」）</p>	特記事項なし	特記事項なし	今後も、関係部署が有する教員の教育活動、研究活動、社会活動等に関する情報をもとに、教員の資質向上に向けた研修及び取り組みを実施することが望まれる。
	⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島女学院大学全学人事委員会規程」に基づき、全学人事委員会にて募集・採用・昇任等の点検・評価を行っている。 ・完成年度を迎え、教育目標の達成状況、学部・学科の教員数を鑑み、共通教育部門所属教員を学科に配置することとなった。 <p>（根拠資料：「広島女学院大学全学人事委員会規程」）</p>	特記事項なし	特記事項なし	教員の専門性を踏まえ、2023 年度から共通教育部門所属教員について、学科に配置する。
基準 7 学生支援 【担当】 学生支援評価小委員会	① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての	<p>○大学の理念・目的、入学者の傾向等を踏まえた学生支援に関する大学としての方針の適切な明示</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年度初めに教職員用の『学生支援の手引き』を配布し、学生支援の方針を確認している。 <p>（根拠資料：『学生支援のてびき～チューター・ゼミ担当のてびき～』）</p>	・学生支援の方法を定期的に確認することができる。	特記事項なし	・手引きの内容は定期的見直し、今後も継続して活用する。

	方針を明示しているか。					
	② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。	<p>○学生支援体制の適切な整備</p> <p>○学生の修学に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の能力に応じた補習教育、補充教育 ・正課外教育 ・自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談対応、その他学習支援 ・オンライン教育を行う場合における学生の通信環境への配慮（通信環境確保のための支援、授業動画の視聴機会の確保など） ・留学生等の多様な学生に対する修学支援 ・障がいのある学生に対する修学支援 ・成績不振の学生の状況把握と指導 ・留年者及び休学者の状況把握と対応 ・退学希望者の状況把握と対応 ・奨学金その他の経済的支援の整備 <p>○学生の生活に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・学生の相談に応じる体制の整備 ・ハラスメント（アカデミック、セクシュアル、モラル等）防止のための体制の整備 ・学生の心身の健康、保健衛生及び安全への配慮 ・人間関係構築につながる措置の実施（学生の交流機会の確保等） <p>○学生の進路に関する適切な支援の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育の実施 ・学生のキャリア支援を行うための体制（キャリアセンターの設置等）の整備 ・進路選択に関わる支援やガイダンスの実施 <p>○学生の正課外活動（部活動等）を充実させるための支援の実施</p> <p>○その他、学生の要望に対応した学生支援の適切な実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎科目の担当教員による補習を実施している。 ・アカデミックサポートセンターでは、ラーニングアドバイザー（LA）を配置し、個別学修相談や正課外の講座（英検・TOEIC、マナー講座、情報管理等）を複数設け、学生のニーズに対応した学修支援を行っている。 ・オンラインを活用した教育支援として、学内のWi-Fi環境の整備や授業動画の視聴機会確保などは、各授業で対応している。 ・障がいのある学生支援は、「障がい学生高等教育支援室」が担当し、学科および教務課、学生課、健康管理センター、カウンセリングルーム等と連携して対応している。 ・成績不振学生の把握は教務課で行い、GPA1.0未満の学生には、全学的な取組としてチューター、学生、保護者での面談を実施している。 ・学生の生活に関する支援は学生課が担当している。 ・ハラスメントに関しては、キャンパス・ハラスメント問題委員会を設置し、学生に相談員や相談窓口について公表し対応している。 ・キャリア支援は、キャリア支援センターを設置し、学生のキャリア教育・支援を行っている。 ・奨学金制度については、学生課が随時情報公開を行い、学生にあった支援のマッチングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・担当部署を配置し、対応に当たっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・退学者が増加しているため、その予防対策について強化する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・多様な学生に対応できるよう、支援体制を随時見直し、改善を図る。
	③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。	<p>○適切な根拠（資料、情報）に基づく定期的な点検・評価</p> <p>○点検・評価結果に基づく改善・向上</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・卒業生アンケートから抽出された課題や学生支援を担当する総合学修支援センターおよびキャリア支援センターが定期的に見直しを行い、改善に取り組んでいる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・概ね対応できている 	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員負担の増加が懸念されるため、効率性も考慮した対応を検討することが必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も見直しを行い、業務の効率性にも配慮しながら、改善に取り組む。

	いるか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。					
基準 8 教育研究等環境 【担当】 教育研究等環境・財務評価小委員会	① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた教育研究等環境に関する方針の適切な明示	「大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに『Curriculum Book』に掲載することで学生に開示し、また HP に掲載することで広く社会に公開している。	卒業生アンケートなどにより改善点の把握を行い、整備を検討している。	卒業生アンケートなどにより把握した改善点等に優先順位をつけて、効果的に取り組むことが求められる。	方針に基づき内部質保証委員会で改善・向上に向けての検討を行うこととしている。
	② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。	○施設、設備等の整備及び管理 ・ネットワーク環境や情報通信技術（ICT）等機器、備品等の整備、情報セキュリティの確保 ・施設、設備等の維持及び管理、安全及び衛生の確保 ・バリアフリーへの対応や利用者の快適性に配慮したキャンパス環境整備 ・学生の自主的な学習を促進するための環境整備 ○教職員及び学生の情報倫理の確立に関する取り組み	ネットワーク環境については、全ての部屋でインターネットが利用可能な環境になっており、無線 Wi-Fi がすべての教室で利用できるように整備を行った。 バリアフリーへの対応として、トイレ等の改修ならびに休憩所等の設置等をおこなった。 学生ならびに教職員に対しての情報倫理に関しても、今年度も自己点検と研修をかねたチェックをおこないセキュリティの再認識をおこなうと同時に Web での研修を実施した。	セキュリティに関しては、学生系と教職員（事務）系でネットワークのセグメントを物理的に分けており情報漏洩等のリスク回避と安全性を確保している。 また、学内のサーバを外部のサービスに移行することにより、保安点検等による停電を気にせず、メールおよび学生ポータルなどが自宅等より利用できる環境になっている。	無線アクセスポイントについては、毎年年度計画により整備をおこない利用できる場所が増加し、学生にとってスマホならびにノートパソコンでの利便性がよくなっている。	学内での Wi-Fi 環境については、9 月にアクセスポイントの設置が完了した。加えてアクセスポイントの増加分に対応するインターネット回線の増加も行った。 校舎のメインスイッチ危機も 9 月に設定完了し後期授業から活用できている。
	③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。	○図書資料の整備と図書利用環境の整備 ・図書、学術雑誌、電子情報等の学術情報資料の整備 ・国立情報学研究所が提供する学術コンテンツや他図書館とのネットワークの整備 ・学術情報へのアクセスに関する対応 ・学生の学習に配慮した図書館利用環境（座席数、開館時間等）の整備 ○図書館、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の配置	・図書資料は 1,857 冊受け入れ、蔵書冊数は図書 290,178 冊、電子図書 1 冊、視聴覚 1170 点、CD-ROM 51 点、DVD-ROM 3 点である。 ※2022 年度の除籍図書は、図書 574 冊であった。 学術雑誌については各大学から寄贈された紀要・論集を受け入れ、更に各学科の図書館資料費より専門雑誌を購入しており、一般雑誌も含めて約 5,900 種所蔵している。電子資料については、電子ジャーナルが約 180 タイトル、電子書籍が約 3,500 タイトル、データベースは 7 種契約している。 ・国立情報学研究所の SINET に接続しており、CiNii を利用することができる。また ILL（図書館相互利用）サービスにより、他大学図書館の資料の閲覧・複写・貸出をすることができる。更に広島県大学共同リポジトリにより、参加機関が無償で発信している教育研究成果を検索・閲覧できる。	・図書、学術雑誌、電子資料等の整備は本学の規模からすると図書館としての機能を十分に果たしている。 ・座席数、パソコンの整備、グループ演習室・研究個室・プレゼンテーションルーム等の各部屋の整備により、学生の学修環境は整備されている。 ・初年次セミナー図書館ガイダンスを実施する際には、「実際に OPAC を利用して、書架に本を探しに行く」作業に十分時間を取り、学生が探したい資料を 100%的確に探し出せることを目標としている。更に、図書館ガイダンスの欠席者に対して図書館職員が個別対応している。 ・図書館 1 階に「ラーニングコモンズ HJU」を設置し、「ハートフルコモンズ」ではラーニング・アドバイザーの指導を集中的に受けることができ、電子黒板を使用して「パソコン	・2020 年度に始まった新型コロナウイルス感染拡大により、学生の入館者数、学生 1 人当たりの貸出冊数が低下した。 学生の平均入館回数（学生 1 人あたりの年間入館数）は、コロナ禍前は 42 回だったのに対して、2020 年度は 9 回と激減したが、2021 年度は 16 回、2022 年度は 31 回と、順調に回復している。 また、貸出冊数は、コロナ禍前の 2019 年度は 6 冊だったのに対して、2020 年度は 3 冊と減少したが、2021 年度は 4 冊、2022 年度は 7 冊となっており、コロナ禍前を上回っている。 ・図書館資料費の予算が、過去の予算より減額の状態が続いている（2021 年度は 1,100 万円、2022 年度は 1,000 万円）。このまま続くと、	・限られた予算の中で必要な資料を厳選して購入する。また学生の図書館利用の低下、特に貸出冊数の減少についての対応として、図書委員の教員を中心に、単位レポート等に必ず図書館の資料を借り、引用することを課す、課題図書に取り組んでいった結果、2022 年度は学生 1 人当たりの冊数が 2018 年度・2019 年度を上回る成果を上げた。 ・図書館で学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する職員の育成が困難となっているため、「司書資格を有すること」をスタート地点と考え、長い期間の経験を積んだ職員が必要であることを理解してもらうことが重要である。

			<ul style="list-style-type: none"> ・座席数は381席整備している。 ・パソコンについては据置パソコンが71台、貸出用ノートパソコンが21台整備されている。 ・1年生を対象として「初年次セミナー」の授業1コマを用いて、図書館見学ツアー及び図書館ガイダンスを実施している。更に3・4年生に対しては卒論作成向けの学科ゼミガイダンスをゼミ担当教員と協力して行っている。 ・専任の図書館職員(司書)は2名(1名は育休)、常勤嘱託職員1名、派遣職員(司書)4名、アルバイト(司書)2名、派遣職員(夜間開館)2名(1名のみ司書)を配置していた。 	<p>の使い方講座」等の各種講座も実施している。また「ジョイフルコモンズ」では学生が自由にDVDを視聴でき、飲食も可能である。2022年7月12日には、ジョイフルコモンズに「SDGsマンガ図書室」がオープンした。</p> <p>更に「ユースフルコモンズ」にはデスクトップのパソコンを24台整備し、このコーナーの中央には「ラーニング・アドバイザー」が常駐しており、学修支援を行っている。</p>	<p>図書資料の整備に支障が出ることで危惧される。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来図書館の開館時間は、平日8時45分から20時、土曜日は8時45分から17時までであったが、2022年度より、開館時間が、平日8時45分から19時、土曜日は10時から16時までと短縮されたため、問題点の改善を期待したい。 ・専任職員数の減少により、学術情報サービスを提供するための専門的な知識を有する者の育成が困難となっている。 	
④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。	<p>○研究活動を促進させるための条件の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大学としての研究に対する基本的な考えの明示 ・研究費の適切な支給 ・外部資金獲得のための支援 ・研究室の整備、研究時間の確保、研究専念期間の保障等 ・ティーチング・アシスタント(TA)、リサーチ・アシスタント(RA)等の教育研究活動を支援する体制 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究者倫理に基づき不正行為を行うことなく、研究者としての自覚と自由意志に基づき研究を行う。 ・本学の「研究費」として、以下の①～④を提供している。 ①「個人研究費」15万円(専任教員1名につき一律支給) ②「広島女学院大学学術研究助成」(個人、共同、学術図書出版助成)(予算800万円) ※科研費等外部公的資金を交付されていない研究課題を対象とする ③「広島女学院大学学長裁量経費(研究活動助成)」(予算500万円) ※外部公的資金が交付されている者を交付対象とする。 ④「広島女学院大学学会特別助成」(本学会場に全国規模の学会を開催する際の運営費助成、予算10万円) <p>2022年度の交付件数は、②「広島女学院大学学術研究助成」が新規8件、継続1件、「学術図書出版助成」が1件(後日辞退届を受理)、③「広島女学院大学学長裁量経費」が1件であった。②への申請条件として、当該年度の科研費に応募することになっている。</p> <p>また、研究成果の発表として、総合研究所委員会が編集、発行の責任を負う「論集」及び「叢書」については、2022年度は論集に4件の投稿があった。叢書は0件であった。(『広島女学院大学論集』第70集、2023年2月)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「個人研究費」は、個人の研究に比較的柔軟に活用することができる。 また、学内助成のうち、「広島女学院大学学術研究助成」は、科研費等外部公的資金に採択されなかった研究者に優先的に交付される特徴を持つため、科研費の取得が困難な場合にも、研究を継続することができる。 審査と配分額については、総合研究所委員会が担う審査委員会が諮問し、大学評議会の議を経て交付決定される。従来は、科研費等外部公的資金が交付されている場合は、学内助成は交付されなかったが、科研費取得者の学内助成への応募の緩和を希望する声が多く、2019年度に「広島女学院大学学長裁量経費(研究活動助成)」が設置されたことで、外部公的資金を交付されている場合にも、学内助成への申請、取得が可能となった。学長裁量経費は、学長の判断により交付が決定され、必要に応じて学長室会議で意見が聴取される。 ・論集は、広島県大学共同リポジトリ(HARP)及び国立情報学研究所(Nii)情報検索ナビゲータ(CiNii)に掲載される。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「広島女学院大学学術研究助成」の各年度の予算上限額が決まっているため、新規および継続申請された金額の合計が予算を超えた場合、申請金額よりも減額した額で交付決定される。このため、研究計画変更の必要が生じる。 ・外部資金については、地元の民間団体及び本学に所属する研究者の専門分野と関連の深い諸団体への申請が毎年数件あるほか、日本私立学校振興・共催事業団のように、本学と関連の深い団体助成への申請は割に希望者があるが、学内の資金を研究費の一部として支給する条件等もあり、応募、採択が厳しい状況である。 ・助成金を受給された者は、助成最終年度の次年度末までに、論集又は学術雑誌等に発表し、その研究成果を報告しなければならないが、査読付き学術論文の掲載には1～2年以上要することがあり、期限内に研究成果報告を終えることができない事態が生じている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・認証評価において指摘のあった「国内外の研修制度」は、2012年度後までは本学において実施していたが、その後の入学定員未充足による財政難のため、現在は実施されていない。 ・2019年度に学長裁量経費が設置されたことで、従来科研費を交付されている研究者が取得することができなかった、学内助成の取得が可能となり、研究の促進に繋がった。 ・科研費や他の研究助成等の外部資金獲得については、今後更に応募の推進を図っていく。 ・毎年の科研費の採択は数件であるが、外部公的資金に採択されなかった研究者に対しては、「広島女学院大学学術研究助成」への申請・交付により、研究の支援を継続していく。 ・事務手続きの迅速化、合理化を促進するためのシステムの導入・改善については、2022年度の経費精算システム(楽楽精算)導入により、デジタル承認、書類のペーパーレス化が進んでいる。 	

			<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金の獲得については、2022年度は科研費が10件(内新規3件)、研究分担者としての配分1件であった。 ・研究室のパソコンは、学科予算か研究費で購入し、整備されている。2020年度は、全教員に対してWindows10対応のパソコン(デスクトップまたはノートPC)が大学より支給された。 ・専任教員全員に対して、週1日の研究日が確保されている。教員が、研究時間を確保できるよう、総合研究所は、学内外の研究費の取得と執行に必要な情報提供や提出書類に関する支援を行っている。 ・TA、RAに関しては、TAは規程上SA(学生・アシスタント)が任用し、授業補助等を行っている。RAについては規程がないが、科研費や学内助成からRAを雇用している例がある。(「広島女学院大学学生・アシスタント(SA)に関する規程」2260) 	<ul style="list-style-type: none"> ・叢書は、発行後2週間以内に出版社を通じて各書店と全国約150箇所の研究機関に献本され、書籍を扱うオンライン通販サイトで検索が可能となるよう電子書籍化されている。 ・外部資金の獲得については、日本学術振興会や、民間団体からの研究助成の公募に関する情報を随時、学内一斉メールで配信するほか、助成団体のデータベースの紹介を行っている。 		
⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ○研究倫理、研究活動の不正防止に関する取り組み ・規程の整備 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育の定期的な実施 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究費の取り扱いや、研究活動における不正行為防止に関連する規程を整備し、総合研究所HPに掲載している。文科省等のガイドラインの改正に準じて随時更新を行っている。 ・日本学術振興会(JSPS)の研究倫理教育eラーニングの受講を毎年専任教員と研究費関連部署の職員に義務付けており、100%の受講率を保っている。2021年度からは、大学院(言語文化研究科、人間生活学研究科)の学生に対してもeラーニングの受講を義務付けている。 この他、例年6月に開催する学内での公的研究費使用説明会及び9月の科研費説明会でも、不正行為の事例を挙げ、防止策をとっている。 ・研究倫理に関する学内審査機関については、「広島女学院大学における研究費の取扱いに関する規程」(P2571)及び「研究活動における不正行為への対応等に関する規程」(P2581)で、研究費の適切な執行と不正行為が生じた場合の対応について定めている。また、毎年9月に内部監査を実施し、ヒアリングを行っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理、不正行為防止に関する規程の整備については、毎年、文科省の「研究機関における公的研究費の管理監査のガイドライン(実施基準)」に基づく「体制整備等自己評価チェックリスト」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく取り組み状況に係るチェックリストへの回答のたびに点検を行っており、必要であれば規程改正を行っている。 ・コンプライアンス教育及び研究倫理教育については、eラーニングの受講に加え、学内の研究者による倫理教育を行う機会を設けるほか、科学技術振興機構(JST)のDVD教材の紹介を行っている。 ・研究倫理に関する学内審査機関の整備については、文科省のガイドラインに沿って学内規程が整備、更新されている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・本学の専任教員および大学院の学生については、研究倫理eラーニングの受講を義務付けており、また人を対象とした研究を実施する際には、本学の倫理審査委員会の審査を受ける必要があるが、学部生の卒業研究(卒業論文)については義務付けていない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研究倫理教育については、現在の研究倫理eラーニング受講は、オンライン上で各自のペースで受講できるため活用しやすい。 ・eラーニングと同時に、他の教材の導入、FDによる研修会等を通して、研究倫理に対する認識を新たに高めていかなければならない。 ・近い将来、学生の卒業研究についても、研究倫理教育を導入し、不正行為が起きないシステム構築が必要と考える。 	
⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価	<ul style="list-style-type: none"> ○適切な根拠(資料、情報)に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上 	<ul style="list-style-type: none"> ・全教員に、学年度末に、リサーチマップへの入力に課し、この1年間の研究成果を反映させての更新を義務づけている。そのことにより、数年に亘る研究成果を見通すことが出 	<ul style="list-style-type: none"> ・リサーチマップの形式に準じて入力し、反映がしやすくなっている。HPにリンクを貼り、教員の紹介にも適応している。 	<ul style="list-style-type: none"> ・確立した制度ではなく、施行から始め、制度そのものを醸成していかなくてはならない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・2022年度の活動に関して、全員から自己評価が提出されており、今後評価を行っていくこととなる。 	

	を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。		来る。 ・教員個人の教育、研究、社会貢献、管理運営活動の点検・評価を実施することとし、2021年度を初年度として大学及び大学院において試行することとした。	・教育活動、研究活動、社会貢献及び大学運営活動の4領域について評価を行うものとし、1年度毎に評価を実施する。 評価は、教員が自己評価を提出し、学科長、学部長において確認している。		
基準9 社会連携・社会貢献 【担当】 社会連携・社会貢献評価小委員会	① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、各学部・研究科の目的等を踏まえた社会貢献・社会連携に関する方針の適切な明示	・社会連携・社会貢献に関する方針を「広島女学院大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに、『Curriculum Book』に掲載することで学生にも開示し、またHPを通じて社会にも公開している。	特記事項なし	特記事項なし	・社会連携・社会貢献に関する方針は、「広島女学院大学の諸活動に関する方針」において明示されており、方針は『Curriculum Book』、HPで開示されている。
	② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。	○学外組織との適切な連携体制 ○社会連携・社会貢献に関する活動による教育研究活動の推進 ○地域交流、国際交流事業への参加	・広島市東区、広島経済同友会や広島県中小企業家同友会等との包括的連携協定に基づく連携を継続するとともに、2022年度は山ロファイナンシャルグループ3社との包括提携等、地域社会との連携を拡大している。 ・2022年度より地域連携センター、ボランティアセンター、総合研究所を統合した「研究支援・社会連携センター」を設置し、社会連携・社会貢献に関する業務を効率的に推進している。 ・教育研究成果の社会への還元として、教育ネットワーク中国のシティーカレッジ、早稲田公民館における早稲田アカデミーへの参画、本学における公開セミナーの開催等、学術面での市民との交流の場を設けている。 ・学生の社会貢献・地域連携の推進として、全学のボランティア登録者を増やすとともに、ボランティア募集情報を学生に届け、ボランティア活動に参加する学生の増加に勤めている。また、学生が主体となって企画・運営を行う地域連携活動やボランティア活動を推進している。	・連携協定に基づく活動は、学生のインターンシップや体験型の学びの場として機能するだけでなく、課題解決型の授業においても結びつており、教育研究成果の社会への還元にも機能している。 ・部署の業務の統合により、それぞれの部署の特色を生かした連携が可能となり、活動に幅がもたらされるとともに、業務効率は高まっている。 ・2021年度までは、コロナウイルスの感染拡大の影響を受けて停滞していたが、2022年度は予定通り開催できている。また、ハイフレックス型のセミナーの開催も実施している。 ・学生のボランティア活動を推進するために、学生ボランティア活動組織「ボランティア」を結成し、登録者を募るとともに、学生が主体的に活動に取り組めるよう支援をしている。	・連携協定先の増加に伴い、連携協定を活用した連携活動の幅が大きく拡大してきている。連携協定を効果的に活用する活動の企画、支援が必要である。また、コロナ対策の緩和に伴い、社会からの大学に対する要望も増加している。積極的に社会に関わる意識を持った学生のさらなる育成も必要である。	・社会連携・社会貢献を促進するため、企業や自治体との連携協定の締結および連携活動の実施を継続して行うことができている。また、教育研究活動の還元の機会である各種セミナーの開催、学生による地域活動への参加も、コロナ対策の緩和もあり、増加傾向にある。2022年度に設置された研究支援・社会連携センターは、大学における連携活動の推進に効果的に機能している。今後も継続的に拡大していく地域連携の取り組みを、教育研究の枠組みに適切に導入していくことが求められる。
	③ 社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	・社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、主として「研究支援・社会連携センター」が行っている。取り組み内容は「内部質保証委員会」において全学的な観点から改善・向上に向けた検討を行っている。	・点検・評価を実施することにより、現在行われている地域連携活動及びボランティア活動の適切性及び活動の成果把握につながっている。	特記事項なし	・社会連携・社会貢献の適切性の点検・評価については、「研究支援・社会連携センター」が行い、その結果を「内部質保証委員会」で全学的な観点から点検・評価を行うことで改善につなげている。

	向けた取り組みを行っているか。					
基準 10 大学運営・財務 (1)大学運営 【担当】 教育研究等環境・財務評価小委員会	① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。	○大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するための大学運営に関する方針の明示 ○学内構成員に対する大学運営に関する方針の周知	「大学の諸活動に関する方針」に明示するとともに『Curriculum Book』に掲載することで学生に開示し、また、HPに掲載することで広く社会に公開している。	2022年度から5年間の中期計画（「第3次中期計画」）を策定し、大学の教育理念を実現するための重点目標、行動計画及び年次行動計画を策定するとともに、教職員対象の説明会を実施した。	PDC Aサイクルを着実に実行し、計画の達成を図る。	2022年度までの第2次中期計画の検証を行うとともに、第3次中期計画を策定した。
	② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。	○適切な大学運営のための組織の整備 ・学長の選任方法と権限の明示 ・役職者の選任方法と権限の明示 ・学長による意思決定及びそれに基づく執行等の整備 ・教授会の役割の明確化 ・学長による意思決定と教授会の役割との関係の明確化 ・教学組織（大学）と法人組織（理事会等）の権限と責任の明確化 ・学生、教職員からの意見への対応 ○適切な危機管理対策の実施	学長、副学長、学部長の選任及び職務については「管理者等の選任及び職務に関する規程」で、学長の権限については「学校法人広島女学院寄附行為施行細則」に規定している。教学に関する意思決定は学長が行うこととし、学長室会議、大学評議会、大学将来計画委員会、内部質保証委員会、自己点検・評価委員会、全学人事委員会、広報委員会、入試委員会を設置し学長が議長となり大学の重要事項の意思決定を行っている。教授会は全学教授会と学部教授会の規程を制定し、「全学教授会及び学部教授会の審議事項に関する規程（学長裁定）」において審議事項を明確化している。	学長ガバナンスを明確にして大学運営を行っている。	必要に応じた検証。	職、組織設置についてはそれぞれ規程を整備し、内容を明確化して運営している。学長室会議については、2018年度に規程を整備した。
	③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。	○予算執行プロセスの明確性及び透明性 ・内部統制等 ・予算執行に伴う効果を分析し検証する仕組みの設定	予算編成は各学科等から提出された事業別の予算要求を積上げ、前年度実績等と対比・検証ののち、大学予算委員会で査定を行ったうえで、法人の予算委員会で審議、調整している。予算の執行状況については、毎月開催される学内理事を構成員とする経営会議において適時、報告・検証する態勢としている。予算執行について、適正な予算管理と迅速な処理、事務効率化を図るため、電子システムを導入した。	予算執行に当たっては、予算要求部署ごとに予算対実績管理を行っており、基本的に予算外支出は認めていない。予算外支出の必要のある場合は、稟議による理事長承認事項として管理している。執行については権限規定に基づき、支出承認ののち実行している。電子システム導入当初は、混乱のあったものの、教職員が操作に慣れるに従い効率的な処理が可能となった。	予算編成は、学部、学科等からの要求により、過去の実績等と対比し決定しているが、新規事業については期待される効果等を記載する様式を追加した。ただしその効果等の分析を行う態勢が整っておらず今後の課題であると認識している。電子システムについては、利便性の向上を図る必要がある。	予算編成と執行管理の適切性は確保されているが、予算額管理にととまらず、予算執行に伴う効果を分析し、点検・評価・改善を行なう仕組みづくりを構築する必要がある。
	④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機	○大学運営に関わる適切な組織の構成と人員配置 ・職員の採用及び昇格に関する諸規程の整備とその適切な運用状況 ・業務内容の多様化、専門化に対応する職員体制の整備 ・教学運営その他の大学運営における教員と職員の連携関係（教職協働） ・人事考課に基づく、職員の適正な業務評価と処遇改善	大学事務局には事務局長のもと庶務課、会計課、総務課、入試部に入試課、宗教センターに宗教センター事務課、図書館に図書課、キャリアセンターにキャリア支援課、総合学生支援センターに教務課、学生課を設置し、各部、館、センターの長に教員を、また、各課長には事務職員を配置し連携を図っている。事務局長を除き事務組織の総括に教員を配置し各事務部門と教員間の意思疎通を図るとともに、主要な委員会には事務職員が委員とし	業務内容の多様化、専門化への対応として、施設情報担当課長の設置、障がいのある学生のための相談員の配置、カウンセラーの配置などを行っているとともに、階層別研修や業務別研修を行っている。	安定した学生の確保や経営再建を早急に実現することが緊急の課題となっている。経営改善対策を着実に進めるためにも、早期の人事考課制度の導入を進める必要がある。	2022年度からの3年間で緊急経営改善対策を実施する体制としており、必要に応じて、体制等の見直しを行い、課題解決に取り組んでいる。

	能しているか。		て参加することで連携を図っている。職員の人事考課については、制度的なものは整備していないが、毎年度各課長等へのヒアリングを通じ個別職員ごとに状況を把握し、昇任、人事異動等に反映させている。 人事考課制度導入に向けて、管理職の研修を実施した。			
	⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。	○大学運営に必要なスタッフ・ディベロップメント（SD）の組織的な実施	SDについては、「広島女学院大学 SD 実施方針」により毎年度計画を作成し計画的に実施することとしている。全教職員を対象に、学内研修と学外研修会への派遣を柱に、全員研修、階層別研修、業務別研修、職場（課等）研修を行っている。	FDと連携を取りながら、必要性の高いものを選定し実施している。全員参加を前提としているため、高い参加率を維持できている。	人事考課制度は整備できていないが、課長等へのヒアリングを通じて昇任、人事異動等に反映させている。 適正な人事配置等のためにも人事考課制度の導入を進める必要がある。	SDについては着実に実施してきている。
	⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。	○適切な根拠（資料、情報）に基づく点検・評価 ○監査プロセスの適切性 ○点検・評価結果に基づく改善・向上	年次行動計画は、年度中途、年度末に各教職員が担当部分の進捗状況を事業報告で確認するとともに、内部質保証委員会で確認し大学評議会に報告している。 また、事業報告は法人の評議員会、理事会に報告している。 監査は監事2名、内部監査室、監査法人の三様監査体制を構築している。その結果は理事長、院長に提出され、理事会、評議員会に報告される。	事業計画、事業報告を理事会、評議員会に提出するというサイクルを確立することにより、PDCAを回すことができる。	事務負担の増加にも配慮しながら、PDCAを適切に回すことが求められる。	各事業部門での評価、内部質保証委員会での確認、評議員会、理事会における外部からの評価というシステムを構築し点検・評価することとしている。
(2)財務 【担当】 教育研究等 環境・財務評価 小委員会	① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。	○大学の将来を見据えた中・長期の計画等に則した中・長期の財政計画の策定 <私立大学> ○当該大学の財務関係比率に関する指標又は目標の設定	2018年度を初年度とし、2022年度を最終年度とする5年間の「第2次中期経営計画」を策定し、経常収支差額の収支均衡時期や部門別の入学者等の目標値を設定し、管理してきた。 2022年度を初年度とする「第3次中期計画」策定した。	目標実現に向け、個別項目ごとに進捗管理可能な態勢としているほか、教職員に対する説明会等で改善意識を共有している。 第3次中期計画には、行動目計画に達成目標の設定、数値化するなど達成度の見える化を図っている	2021年度、2022年度及び2023年度の入学者が大幅に定員を下回ったことから、学生生徒納付金が収入源となった。2022年度を初年度とする緊急経営改善対策を実施し、支出の削減に努めた。	入学者の大幅な定員割れに伴い、緊急経営対策を実施するとともに、次年度の入学者確保のための戦略を構築・実施した。次期中期計画においてもPDCAサイクルを確立し、収支バランスの取れた経営を実施していく必要がある。
	② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。	○大学の理念・目的及びそれに基づく将来を見据えた計画等を実現するために必要な財務基盤（又は予算配分） ○教育研究活動の遂行と財政確保の両立を図るための仕組み ○外部資金（文部科学省科学研究費補助金、寄附金、受託研究費、共同研究費等）の獲得状況、資産運用等	第2次中期経営計画に基づき、経常収支の黒字化を目指し財務改善活動を実施しているが、コロナ禍の影響により学生数の大幅な増加が見込めないことに加え、施設・設備投資による減価償却費の負担増もあり、厳しい状況が継続している。財務基盤の安定化に努めることとしている。	学内理事を構成員とする経営会議及び理事会において財務基盤の脆弱性について危機意識を共有しており、教職員に対しても定期的に決算説明会を開催することにより、財務上の問題点を共有している。	経常収支差額の均衡化まで数年を要す計画であり、基本金未組入れも多額にあること、入学者の大幅な減少から、翌年度繰越収支差額のマイナスは拡大する見込で、引続き厳しい財務状況が想定される。	入学者の定員割れにより収入が減少するため、来年度以降の入学者の増員に注力し、学納金収入の安定化と収入に見合った支出削減策を確実に実施することにより、経常収支の黒字化を達成することが必須となる。 そのため、教職員に対し、学生確保のための戦略や財政状況の説明会等を継続的に開催し、教職員が一体となって、学生確保による収入基盤の確立に取り組んでいく必要がある。